

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令
制定：令和 2年 4月30日政令第159号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令
令和 2年 4月30日政令第159号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十一号」を「第百八十四号」に改め、同条に次の三号を加える。

百八十二 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

百八十三 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

百八十四 高収益作物次期作支援交付金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓
